

加算税の概要

○ 加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるもので、一種の行政制裁的な性格を有する。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減										
			要件	不適用・軽減割合									
過少申告加算税 <small>(注3)</small>	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% 期限内申告税額と50万円の いずれか多い金額を超える部分(※) 15%	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合(注2) 	不適用									
無申告加算税 <small>(注3)</small>	①期限後申告・決定があった場合	15% <small>(注1)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合 	不適用									
	②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	[50万円超の部分] 20% <small>(注1)</small>	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合(注2)	5%									
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合(注4)	10%	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合 	不適用									
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%									
重加算税	仮装・隠蔽があった場合	[過少申告加算税・不納付加算税に代えて] 35% <small>(注1)</small> [無申告加算税に代えて] 40% <small>(注1)</small>	(※の例) 申告納税額 250万円 修正申告により納付すべき税額 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">50万円</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;">15%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">100万円</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;">10%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期限内申告 100万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	50万円	}	15%	100万円	}	10%	期限内申告 100万円			
50万円	}	15%											
100万円	}	10%											
期限内申告 100万円													

(注1) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算

(注2) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)

(注3) 財産債務調書・国外財産調書に記載がある部分については、過少(無)申告加算税を5%軽減(所得税・相続税)、これらの調書の不提出・記載不備に係る部分については5%加重(所得税)

(注4) 「源泉徴収等による国税」とは、源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る国際観光旅客税をいう。